

鳥取県告示第 124 号

土地収用法（昭和26年法律第219号。以下「法」という。）第20条の規定に基づき事業の認定をしたので、同法第26条第1項の規定により、次のとおり告示する。

平成 20 年 3 月 7 日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 起業者の名称

倉吉市

2 事業の種類

倉吉駅地域交流拠点施設（（仮称）倉吉駅交流センター）整備事業

3 起業地

(1) 収用の部分 倉吉市上井字長泓及び字狭間地内

(2) 使用の部分 倉吉市上井字長泓地内

4 事業の認定をした理由

(1) 法第 20 条第 1 号の要件への適合性について

倉吉駅地域交流拠点施設（（仮称）倉吉駅交流センター）整備事業（以下「本件事業」という。）は、法第 3 条第 32 号に掲げる地方公共団体が設置する公共の用に供する施設に該当するため、法第 20 条第 1 号の要件を充足するものと判断される。

(2) 法第 20 条第 2 号の要件への適合性について

本件事業の起業者である倉吉市は地方公共団体であることから本件事業を実施する権能を有しており、既に本件事業に係る予算措置も講じられているので、法第 20 条第 2 号の要件を充足するものと判断される。

(3) 法第 20 条第 3 号の要件への適合性について

本件事業は、倉吉駅の橋上化と自由通路整備に伴い、これと一体的な施設として地域の交流拠点を整備するものであり、倉吉駅に隣接する利便性の高い土地（以下「本件土地」という。）に、地域の観光資源を紹介する観光案内所や情報コーナー、観光物産店舗、さらに様々なイベントにより来訪者との交流が行われる多目的ホール、展示スペース等の施設を設けるとともに、市民生活のための行政サービスを行う市役所出張所施設を併設するために、（仮称）倉吉駅交流センターを整備するものである。

本件事業の実施により得られる公共の利益及び失われる利益を比較衡量した結果、次に掲げる理由から、本件事業の施行により得られる公共の利益は、失われる利益に優越すると認められ、本件事業は、土地の適性かつ合理的な利用に寄与するものと認められるので、法第 20 条第 3 号の要件を充足するものと判断される。

ア 得られる公共の利益

本件土地のある倉吉駅周辺地区は、鳥取県中部地区の玄関口に位置し、地域の活性化の鍵を握る地区であり、少子化による人口減少社会を迎えるに当たり地域内外の人の交流を促進する活性化策が必要となっている倉吉市では、同地区の活性化策が必要となっている。

倉吉駅周辺地区は、鳥取県中部地区最大の交通結節点である倉吉駅の立地を活かした交流のための施設がこれまで整備されていなかったが、倉吉駅の橋上化及び自由通路の整備後も引き続き多くの人々が集まる地区となることから、来訪者に倉吉市周辺地区の魅力を印象づけ、再訪を促し、人々が集い、にぎわいのある空間の整備が必要となっている。

本件事業の施行に伴い、観光案内所、情報コーナー、多目的ホール等が整備されることにより地域の観光資源の紹介、様々なイベントの実施等来訪者との交流を図ることができるとともに、市役所窓口機能の整備により市民生活のサービス向上が図られる。

したがって、本件事業の施行により得られる公共の利益は相当程度存すると認められる。

イ 失われる利益

起業者が行った調査によると、本件事業の起業地内には、周知の埋蔵文化財等の文化財の分布はなく、

保護を要する絶滅危惧種及び希少種の動物の生息は確認されず、また、保護を要する絶滅危惧種及び希少種の植物の植生分布もないことから、本件事業の施行が自然環境等に及ぼす影響は軽微であると予測される。

したがって、本件事業の施行により失われる利益は軽微であると認められる。

ウ 事業計画の合理性

本件事業に係る起業地の選定に当たっては、事業に必要な面積が確保されること、倉吉駅に近接し来訪者の利便性が高いこと、事業費が経済的であること等を条件に、3つの土地について比較検討が行われており、本件土地が最も合理的なものと認められる。

(4) 法第20条第4号の要件への適合性について

本件事業は、次に掲げる理由から、土地を収用及び使用する公益上の必要があると認められるため、法第20条第4号の要件を充足するものと判断される。

ア 事業を早期に施行する必要性

本件事業は、倉吉駅の橋上化にあわせて整備するものであり、早期に施行する必要がある。

また、倉吉駅北地区の土地区画整理事業により地域内人口の増加が想定されることから、市役所窓口機能の整備により市民生活のサービス向上を図ることが求められている。

また、倉吉駅周辺まちづくり推進協議会等から駅利用者及び観光客の交流する空間の整備、観光情報等の発信フロアの整備並びに市役所窓口機能の整備を強く要望されており、本件事業に対する期待は大きい。

以上のことから、本件事業を早期に施行する必要性は高いものと認められる。

イ 起業地の範囲及び収用又は使用の範囲の別の合理性

本件事業に係る起業地の範囲は、本件事業の実施に必要な範囲であると認められる。

また、収用の範囲は、すべて本件事業の用に恒久的に供される範囲にとどめられ、それ以外の範囲は使用としていることから、収用又は使用の範囲の別についても合理的であると認められる。

(5) 結論

(1)から(4)までの判断から、本件事業は法第20条各号の要件を充足していると認められるため、同条の規定に基づき、事業の認定をするものである。

5 法第26条の2の規定による図面の縦覧場所

倉吉市上井 320-11

倉吉駅周辺整備事務所（J A河北支所2階）